

令和4年3月18日3月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 伊藤 芳 則	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 重 信 好 範	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨
22番 杉 原 利 明	23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 堀 川 亮	総 務 部 長 細 美 健
経営企画部長 宮 脇 有 子	地域振興部長 中 原 みどり
市民部長 矢 野 美由紀	福祉保健部長 牧 原 英 敏
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部 事務部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 秋 山 和 宏
水道局長 明 賀 浩 富	危機管理監 川 村 道 典
情報政策監 上 谷 一 巳	教 育 長 迫 田 隆 範
教育次長 甲 斐 和 彦	君田支所長 小 田 邦 子
布野支所長 長 田 瑞 昭	作木支所長 曲 田 憲 司
吉舎支所長 伊 達 浩 史	三良坂支所長 古 野 英 文
三和支所長 立 花 周 治	甲奴支所長 杉 原 達 也
監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 影 山 敬 二	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局 長 池 本 敏 範	次 長 明 賀 克 博
議事係 長 原 仁 彦	政務調査係長 石 田 和 也
政務調査主任 中 田 秋 子	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第17号	(総務常任委員長報告10件) 三次市職員の育児休業等に関する条例及び三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
	議案第18号	三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
	議案第19号	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
	議案第20号	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
	議案第21号	三次市山の学校設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
	議案第22号	三次市交通観光センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
	議案第31号	三次市過疎地域持続的発展計画の変更について(原案可決)
	議案第32号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について(原案可決)
	議案第33号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について(原案可決)
第 2	議案第23号	(教育民生常任委員長報告9件) 三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
	議案第24号	三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
	議案第25号	三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
	議案第26号	三次市みわ郷土伝習館設置及び管理条例を廃止する条例(案)(原案可決)
	議案第27号	三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
	議案第35号	指定管理者の指定の変更について(原案可決)
	議案第40号	工事請負契約の締結について(原案可決)

	議案第41号 議案第42号	工事請負契約の締結について（原案可決） 工事請負契約の締結について（原案可決）
第 3	議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第34号 議案第36号 議案第37号	（産業建設常任委員長報告6件） 三次市共同利用施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）（原案可決） 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）（原案可決） 三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）（原案可決） 指定管理者の指定について（原案可決） 市道路線の認定について（原案可決） 損害賠償の額を定めることについて（原案可決）
第 4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第38号 議案第39号	（予算決算常任委員長報告17件） 令和4年度三次市一般会計予算（案）（原案可決） 令和4年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）（原案可決） 令和4年度三次市診療所特別会計予算（案）（原案可決） 令和4年度三次市介護保険特別会計予算（案）（原案可決） 令和4年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）（原案可決） 令和4年度三次市土地取得特別会計予算（案）（原案可決） 令和4年度三次市病院事業会計予算（案）（原案可決） 令和4年度三次市水道事業会計予算（案）（原案可決） 令和4年度三次市下水道事業会計予算（案）（原案可決） 令和3年度三次市一般会計補正予算（第13号）（案）（原案可決） 令和3年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）（原案可決） 令和3年度三次市診療所特別会計補正予算（第3号）（案）（原案可決） 令和3年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）（原案可決） 令和3年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）（原案可決） 令和3年度三次市病院事業会計補正予算（第3号）（案）（原案可決） 令和4年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）（原案可決） 令和4年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）（原案可決）

第 5	議案第43号 議案第44号	工事請負契約の一部変更について（原案可決） 工事請負契約の一部変更について（原案可決）
第 6	議案第45号 議案第46号	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて（同意） 三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて（同意）
第 7	議案第47号 議案第48号 議案第49号	三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて（同意） 三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて（同意） 三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて（同意）
第 8	議案第50号	三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて（同意）
第 9	議案第51号 議案第52号 議案第53号	人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし） 人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし） 人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）
第10	議案第54号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
第11	発議第2号	三次市議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）（原案可決）
第12	発議第3号 発議第4号	三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）（原案可決） 三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）（原案否決）

令和4年3月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（令和4年3月18日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		（総務常任委員長報告10件）
	議 17	三次市職員の育児休業等に関する条例及び三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）……………275
	議 18	三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例（案）……………275
	議 19	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）…275
	議 20	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）…275
	議 21	三次市山の学校設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……275
	議 22	三次市交通観光センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………275
	議 31	三次市過疎地域持続的発展計画の変更について……………275
	議 32	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………275
	議 33	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………275
	陳 1	「島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと」を決議し、島根県及び中国電力（株）に決議したことを通知することについて……………275
第 2		（教育民生常任委員長報告9件）
	議 23	三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）284
	議 24	三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）……………284
	議 25	三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………284
	議 26	三次市みわ郷土伝習館設置及び管理条例を廃止する条例（案）……284
	議 27	三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）……………284
	議 35	指定管理者の指定の変更について……………284
	議 40	工事請負契約の締結について……………284
	議 41	工事請負契約の締結について……………284
議 42	工事請負契約の締結について……………284	
第 3		（産業建設常任委員長報告6件）
	議 28	三次市共同利用施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）……………285

	議 29	三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）……………285
	議 30	三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）……………285
	議 34	指定管理者の指定について……………285
	議 36	市道路線の認定について……………285
	議 37	損害賠償の額を定めることについて……………285
		（予算決算常任委員長報告17件）
第 4	議 1	令和4年度三次市一般会計予算（案）……………288
	議 2	令和4年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）……………288
	議 3	令和4年度三次市診療所特別会計予算（案）……………288
	議 4	令和4年度三次市介護保険特別会計予算（案）……………288
	議 5	令和4年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）……………288
	議 6	令和4年度三次市土地取得特別会計予算（案）……………288
	議 7	令和4年度三次市病院事業会計予算（案）……………288
	議 8	令和4年度三次市水道事業会計予算（案）……………288
	議 9	令和4年度三次市下水道事業会計予算（案）……………289
	議 11	令和3年度三次市一般会計補正予算（第13号）（案）……………289
	議 12	令和3年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）289
	議 13	令和3年度三次市診療所特別会計補正予算（第3号）（案）……………289
	議 14	令和3年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）……………289
	議 15	令和3年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） （案）……………289
		議 16
	議 38	令和4年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）……………289
	議 39	令和4年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）……………289
第 5	議 43	工事請負契約の一部変更について……………292
	議 44	工事請負契約の一部変更について……………292
第 6	議 45	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて……………293
	議 46	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて……………293
第 7	議 47	三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めること について……………294
	議 48	三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めること について……………294
	議 49	三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めること について……………295
第 8	議 50	三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて……………296

第 9	議 51	人権擁護委員の候補者の推薦について……………296
	議 52	人権擁護委員の候補者の推薦について……………296
	議 53	人権擁護委員の候補者の推薦について……………296
第 10	議 54	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて……………298
第 11	発 2	三次市議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）……………298
第 12	発 3	三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）……………299
	発 4	三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）……………299



~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（新家良和君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日は令和4年3月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

三次市議会では、今定例会も新型コロナウイルス感染症予防対策を講じてまいりました。おいでくださいました、また御視聴いただきました皆さんには、御不便をおかけしたり、聞きづらい部分があったかもしれませんが、どうか御理解いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、掛田議員及び中原議員を指名いたします。

ここで、福岡市長から発言をしたい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） 皆さん、おはようございます。

本会議に先立ちまして、行政報告をさせていただきます。

去る2月25日に開会いたしました本定例会におきましては、22日間にわたりまして、執行部から提出いたしました42議案につきまして御審議いただいたことに感謝申し上げます。

さて、3月16日深夜、福島県沖を震源とする地震により、宮城県及び福島県において、最大震度6強の強い揺れが発生いたしました。被害の詳細はまだ調査中ではありますが、東北新幹線を始めとする交通網が寸断されるなど、東北地方を中心に広い範囲で多くの被害が発生しており、お亡くなりになられました方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

現在、本市も加入しております全国市長会及び全国青年市長会において、災害情報の把握に努めるとともに、物的支援、人的支援の両面において支援体制の構築を進めているところです。折しも3月11日に東日本大震災発生から11年が経過したばかりではありますが、相次ぐ災害の発生に胸が痛むと同時に、改めて、いつ発生するか分からない災害への備えの大切さを再認識したところです。本市におきましても、全国市長会、全国青年市長会等の取組に積極的に参加し、被災地の復旧・復興を支援してまいります。

次に、ウクライナに対する人道支援について申し上げます。

ロシア軍の侵攻がウクライナ各地で激化し、子どもたちを含む多くの犠牲者の発生が続いています。ロシアによるウクライナ侵攻及び核兵器使用を示唆する発言は決して許すことができません。去る3月2日に、ロシア連邦プーチン大統領に対して、三次市長として抗議文を送り、強い抗議の意思を示したところであります。

また、昨日から、市役所本庁及び各支所にウクライナ人道危機救援募金箱を設置しておりま

す。この募金は、ウクライナでの人道危機対応及びウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とそのほかの国々における救援活動の支援に活用させていただきますので、市民の皆さんの御理解と御協力をお願いいたします。

さらに、国外へ避難されたウクライナからの避難民の受入について全面的に協力することとし、今後、政府からの要請に基づき、生活支援できるよう準備を進めています。その意思表明をホームページでさせていただいたところ、語学支援を協力したいなどの問合せ等も頂いておりまして、民間団体とも連携をしながら体制を築いていきます。

続いて、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

全国でオミクロン株による感染拡大が急速に進み、本市においても、1月以降、昨日までに1,000人を超える新規感染者が確認されており、これまでの累計感染者数は1,388名となっています。

現在、3回目のワクチン接種を各医療機関の御協力の下で迅速に進めるよう取り組んでおります。65歳以上の高齢者につきましては、現在、8割以上の方への接種が完了しており、ワクチン接種を希望される方への接種が順調に進んでいるものと考えております。

ワクチンに期待される効果については、感染そのものを防ぐ感染予防の効果、症状が出て重症にならないようにする重症化予防の効果、多くの方がウイルス抗体を持つことで社会全体が守られる集団免疫の効果があるとされています。市民の皆様には、ワクチンの効果と副反応のリスクの双方について御理解を頂いた上で、御自身の意思で接種について判断していただきますようお願いいたします。

国において、昨日、まん延防止等重点措置を3月21日の期限をもって全面解除することが決定されましたが、新規感染者数は目に見えて減少しているわけではありません。市民の皆様にはこれまでも感染防止対策に御協力を頂いているところではございますけれども、新型コロナウイルスとの闘いは今後も続くものと見込まれます。市におきましては、社会機能の維持に全力を尽くしてまいりますので、引き続き基本的な感染防止対策を徹底していただくよう御協力をお願い申し上げます。

次に、今般、国土交通省が実施するマスプロダクツ型排水ポンプ設備の実証事業について応募したところ、一昨日、全国で6市町が選定され、その1つに本市が決定されたところです。

マスプロダクツ型排水ポンプとは、自動車エンジンを元に開発された新型の排水ポンプであり、経済性、操作性、維持管理性に優れているとのこと。実証事業では、秋町に国によってこの新型ポンプが実際に設置され、全国展開に向けた検証が行われます。

今後、本市の、ひいては全国の内水被害の軽減に役立つよう、国と連携・協力しながら、実証事業の円滑な実施を図ってまいります。

最後に、3月18日付で令和3年度の特例交付税額が決定されましたので、御報告いたします。

本年度の特例交付税につきましては、本市の要望活動等を通じて、総務省を始め、関係各位から御理解を頂きました結果、昨年度に比べ1億822万5,000万円増、率にして5.5%の増となります20億6,359万円の交付を受けることとなりましたので、御報告をさせていただきます。

この後、契約の変更や人事案件に係る議案を提案させていただくこととしておりますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、行政報告に代えさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 総務常任委員長報告10件**

- 議案第17号 三次市職員の育児休業等に関する条例及び三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第18号 三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第19号 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第20号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第21号 三次市山の学校設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第22号 三次市交通観光センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第31号 三次市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 陳情第1号 「島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと」を決議し、島根県及び中国電力（株）に決議したことを通知することについて

○議長（新家良和君） 日程第1、議案第17号三次市職員の育児休業等に関する条例及び三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）外8議案及び陳情第1号「島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと」を決議し、島根県及び中国電力（株）に決議したことを通知することについてを一括議題といたします。

議案9件及び陳情1件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 大森総務常任委員長。

〔総務常任委員長 大森俊和君 登壇〕

○総務常任委員長（大森俊和君） おはようございます。総務常任委員長報告を行いたいと思いません。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案9件及び陳情1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月6日に委員会を開催し、担当部長等の出席、また、陳情者を招いて趣旨説明を受けるなど、慎重に審査をいたしました。

議案第17号三次市職員の育児休業等に関する条例及び三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）外8議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられました指摘及び意見について、その主なものを申し

上げます。

議案第21号三次市山の学校設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）及び議案第22号三次市交通観光センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）については、条例改正の目的である施設利用者や地域住民の利便性の向上に向け、指定管理者と共に施設運営の一層の充実を図られたい。

次に、陳情第1号「島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと」を決議し、島根県及び中国電力（株）に決議したことを通知することについては、陳情者が訴える、原子力発電所の再稼働に伴い原子力災害が起こり得るとする懸念や、災害発生時または発生のおそれのある場合の避難者受入れに対する不安についても、委員会の議論の中でも共感する委員もおり、否定するものではありません。

しかし、原子力政策は、国の法に基づき、国の責任において進められているエネルギー政策の一環であり、また、2011年3月の福島第一原子力発電所の事故を教訓に、独立性の高い原子力規制委員会の下で、法改正や厳格化された審査基準など、原子力利用における安全確保を図るための施策を策定・実施されておるところであります。

当該の島根原子力発電所2号機の安全対策の基本方針は、新規制基準に適合すると認める審査書も正式決定をされており、何より、立地自治体である松江市を始め、周辺自治体にも、安全性の確保を前提としての現下における電力の安定供給や地元経済への影響などから、再稼働を容認する動きも見られる。万が一の原子力災害発生時または発生のおそれのある場合について、島根県からの避難者を受け入れることについては、これまで経験したことがなく、また、昨今の感染症対策も含め、多くの課題もあるものと想定をされておるところであります。しかしながら、このことは、できる、できないではなく、隣接する自治体として、有事の際の避難者の安全と安心を確保するために可能な限りの役割を期待されているものであります。

さらに、原子力災害が発生した場合の放射能のリスクについても、原子力規制委員会による原子力災害対策指針に基づけば、半径30キロ圏外では影響は非常に小さいと示されており、本市はおおむね60キロから100キロの範囲にある。また、原子力災害対策に関わる地域防災計画や避難計画もおおむね半径30キロの範囲が策定すべきものとされており、本市は計画を策定すべき自治体には当たらないものの、原子力災害発生時における市民への情報伝達マニュアル及び広域避難者受入れマニュアルを策定して、原子力災害発生時の市民への情報提供や避難者の受入れ体制についても定めておるところであります。

ただ、たとえ極めて小さい可能性であるとしても、原子力災害が万が一発生した場合には深刻な影響が生じることに鑑み、執行部には、三次市民及び広域避難者の安全を一層確かなものとするため、今後、関係自治体と連携をし、マニュアルの見直しを行うなど、様々なリスクを想定して準備に努められるよう要請をしておきたい。

我々は、現行法の中にあっては、島根原子力発電所2号機の再稼働についての是非を判断する立場がなく、島根県松江市及び周辺自治体の判断を尊重すべきと意見を共有しておるところでございます。さらに、原子力規制委員会の厳しい審査を得て新規制基準に合格をした島根原

子力発電所2号機について、これを再稼働しないことを島根県や中国電力（株）に対して伝える根拠も持ち合わせていない。これらの理由により、本陳情は、採決の結果、賛成少数により不採択と決しました。

以上、述べました事項のほかに、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映をしていただくよう要望しまして、委員長報告を終わります。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。

まずは、委員長報告に対する反対討論を許します。

（4番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 徳岡議員。

○4番（徳岡真紀君） 陳情第1号について、委員長報告に反対し、陳情に賛成の立場で討論に参加いたします。

まず、16日の福島県を中心に発生した地震の被害に遭われた方に心よりお見舞い申し上げます。

委員長報告では、国の政策で安全対策はしっかりと行われており、立地自治体でも再稼働を容認する動きもあるためとあります。国が絶対安全だと言ってきた日本の原子力発電所ですが、11年前の3月11日に起こった東日本大震災で、福島第一原発は世界の原子力史上最悪のレベルの原発事故を起こしました。同日16時36分に発出された原子力緊急事態宣言は、原発事故から11年経過した現在も、住民の避難や原子力災害拡大の防止を図るための応急の対策の見通しが立たないため、いまだ宣言解除には至っていません。また、廃炉作業中にたまり続ける汚染水は、現在、129万トン、タンクにして1,000基にも上り、先般、国会で、2023年から汚染水を薄めて海洋放出をすることが正式に決まりました。漁業はもちろん、海流に乗って世界的な環境影響への不安は拭えません。さらに、作業員の被曝を伴いながらの廃炉作業も、放射線量があまりに高過ぎることなどから、11年たった今もなお進捗していないのが現状です。この事故対応に要する金額は81兆円との試算もあります。これが、一旦事故を起こし、11年経過した原発事故の現状です。

冒頭にも述べましたが、先日、3月16日の深夜にも、福島県を中心とした震度6強の大きな地震が発生し、それによって、福島第一原発でも様々な不具合等が見つかり、国民の安心・安全をいまだに脅かしている状況は、世界で第4位の地震頻度である地震大国日本の三次に住む私たちも決して忘れてはなりません。本日の報道でもありましたが、処理水の水位が下がり、冷却水をストップするようなことが起こっていたり、4号機の使用済み核燃料を取り出すための建屋のはりの鉄骨が落下したという報告もあります。現在も非常に危険な状況が続いています。

次に、立地自治体の判断を尊重するとありますが、ロシア、ウクライナ情勢を始め、昨今、様々な国が不安定な状況下で、安全保障上、ミサイル一発で甚大な被害を及ぼしかねない原発の危険性は誰もが一度は想像したことがあると思います。よって、立地自治体だけでなく、近隣の自治体にも非常に深刻な被害をもたらす可能性があることは明らかであり、三次市としても、近隣自治体として市民の命を守るという観点から、主張すべきところは主張すべきだと考えます。

次に、報告の中では、島根県の避難者を受け入れることは隣接自治体としての役割だとありますが、松江市に位置する島根原発に係る有事の際には、そもそも受入れ側ではなく、避難する側になる可能性が十分にあることを認識していただきたいと思います。それには、福島第一原発の事故から11年経過した今でもなお3万9,000人が避難生活を余儀なくされています。広島県内にも、福島を始め、東北、関東の広範囲から避難されている方が、今年の3月現在で98世帯、318名もいらっしゃる現実をしっかりと見詰める必要があると思います。

私自身も、11年前の3月11日、当時住んでいた東京都調布市で震度5強の大きな地震に見舞われました。被爆3世の私は、直感的に、福島から300キロ離れた東京にも放射能は飛散するのではと思い、事故の次の日の12日に、当時3歳の子供を抱え、実家のあるここ三次に避難移住した当事者でもあります。実際、東京都内でも高濃度に汚染されたホットスポットが複数確認されていることは周知のとおりです。故郷ではないとはいえ、大切な友達などを残して、家族を被曝から守るために私たちだけ避難することがどんなにつらい判断だったか想像していただきたいと思います。また、避難者それぞれに様々な状況を抱え、故郷やたくさんの思い出を後にし、いまだ家族と離れ離れの生活を送り続けている方も少なくないのです。避難は、体や物だけではなく、心や人とのつながり、思い出も一緒に避難をしなければならない非常につらい選択肢を迫られることなのです。

その経験を元に、子供を放射能から守ろうと、保護者などで要望した、近隣の原発で事故があった際、迅速に異常を検知し、市内の放射線量を即座に計測できるように各支所での放射線の定点測定を本市が継続してくださっていることには心より感謝申し上げます。定点測定や広域避難者避難受入れマニュアル、市民への情報伝達マニュアルがあることにこしたことはありませんが、このまま島根原発が再稼働し、何らかの事故が起こった場合、原発事故の状況によっては、まず三次市民の命を守ることを最優先に想定し、影響を受ける自治体として、再稼働の是非について、市民の意見も踏まえ、十分に議論し、賛否を判断するとともに、三次市民の避難計画をつくる必要があるのではないのでしょうか。

実際、私が避難する際も、交通網や、水道やガス、ガソリンなどのライフラインなども非常に混乱し、避難計画が計画どおりにいくとは全く想定できないということも、実際、避難計画をつくることで分かってくると思います。このように、再稼働を容認するということは危険と隣り合わせの生活を市民に強いるということを再度認識する必要があるのではないのでしょうか。

次に、島根原発から60キロから100キロ圏内の本市は、原子力災害対策指針に基づけば、原発30キロ圏外の影響は非常に小さいと報告がありますが、本当にそうでしょうか。原発から

100キロ離れた栃木県で生産された腐葉土には、1万1,000ベクレルの放射能が検出されたため、回収され、生産にストップがかかりました。約100キロ離れた那須塩原市では、莫大な費用をかけ、放射能に汚染された学校や公園などの公共施設の土を入れ替えたり、壁を高圧洗浄機で洗浄したりと、全ての施設で除染作業をされています。そのほか、さらに原発から離れた千葉県や茨城県などの自治体でも同様の除染作業が行われたり、さらに、福島原発から離れた静岡でもお茶の放射能汚染が確認されたことを考えると、非常に広範囲に放射能汚染が広がったことは明らかです。それに伴い、莫大な税金が使われ、地元企業や農家が経済的な打撃を受けました。さらに、その影響は三次市の学校給食にも広がり、給食に使用されたシイタケで基準値を超える放射性セシウムが検出され、三次の企業や農業者にさえも大きな被害を与えました。このように、福島の事故を検証すると、島根原発で事故が起きた場合、そのときの天候、特に風の向きと強さによって拡散される範囲も刻々と変わるため、100キロ圏内である三次市まで放射能汚染が広がる可能性が十分にあることは容易に想像できます。

最後に、委員会での本陳情の審議について、地方自治法では、常任委員会の役割について、「その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する」と規定されています。今回の陳情に関しても、原発の安全性や福島の事故の検証など、専門家等を招へいし、所管事務調査等で調査研究し、継続審議も可能ではなかったのでしょうか。

このように、島根原発第2号機の再稼働に当たっては、日本に住む私たちが福島第一原発事故で既に経験したはずの、兵器利用であろうが、エネルギー利用であろうが、核と人間が共存できないということを念頭に置きながら、委員会で原発事故の実態を調査し、島根原発の近隣自治体として、再稼働についてさらに慎重審議し、三次市議会としても主張されるべきだと提案し、委員長報告に反対の討論を終わります。

○議長（新家良和君） 次に、賛成討論を許します。

討論は可能な限り簡潔にお願いいたします。賛成討論を許します。

（6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 中原議員。

○6番（中原秀樹君） 陳情第1号について、委員長報告に賛成をし、陳情を採択することに反対の立場で討論をさせていただきます。

陳情第1号「島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと」を決議し、島根県及び中国電力（株）に決議したことを通知することについては、陳情者から直接お考えをお伺いいたしました。島根原子力発電所2号機の再稼働をすることに伴い、原子力災害時の心配や、災害発生時の避難者受入れに対する不安については私も共感するところはございます。しかし、原子力政策は、国が法に基づいて、国の責任において進められているエネルギー政策の一環であり、2020年の10月に、政府は、2050年には温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラルをめざすと宣言しました。

近年、国内外で様々な気象災害が発生しています。このまま気候変動が進んでいくと、豪雨や猛暑のリスクがさらに高まることが予測されますし、これからの日本においても、自然の生

態系、農林水産業、経済活動等へも影響が出ると指摘をされています。温室効果ガスを減らすことは世界的な課題であり、現在取り組んでいる再生可能エネルギーは、2019年現在で、全体の約22から24%、2030年には46%をめざしています。

しかし、国内における安定した電力供給を考える上では、温室効果ガスを多く発生する化石燃料での発電に頼らざるを得ない状況です。このまま原子力発電を稼働させない状況では、地球の環境に多大な影響を及ぼすことにもつながります。私たちの生活には電気は必要不可欠であり、安価で安定した電力供給も2050年カーボンニュートラルのテーマと考えています。

しかし、原子力発電所の稼働については、安全性と国民からの信頼確保に努めることは大前提であります。今後、長期運転を進めていく上での諸課題については、官民それぞれの役割に応じてしっかり検討も必要であると考えています。福島原子力発電所の事故を教訓にして、法の改正はもとより、新たな原子力規制委員会の下で厳しい水準の規制基準に適合すると認められなければ再稼働はできないとされています。また、今後の原子力利用の安全性、信頼性、効率性を根本的に高めるため、人材の育成や新技術の開発も進められているのが事実でございます。

該当の島根原子力発電所2号機の安全対策の基本方針においては、その新規制基準に適合すると認める審査書も正式に決定をされており、松江市を始め、周辺自治体にも、安全性の確保を前提として説明会等も行われていると伺っています。電力の安定供給や地元経済への影響など、再稼働を容認する動きが見られていることも実情であります。したがって、万が一の原子力災害発生時や災害発生のおそれがある場合には、島根県からの避難者を受け入れることについて、本市は、隣接する自治体として、避難者の安全・安心を確保するために、可能な限りの役割を果たしていくことは必要不可欠であると考えております。

原子力災害が発生した場合の放射能のリスクについては、先ほど来もお話がありましたが、原子力規制委員会の原子力災害対策指針に基づけば、半径30キロ圏外では放射能の影響は非常に小さいとも示されており、本市においてはおおむね60キロから100キロの範囲に位置していることから、避難地域としても安心であると認識をしております。本市は、地域防災計画や避難計画を策定すべき自治体には該当しておりませんが、危機管理監から、原子力災害発生時の市民への情報提供や避難者の受入れ体制について説明を受けました。三次市議会としては、原子力規制委員会の厳しい審査を経て新規性基準に合格した島根原子力発電所2号機についての再稼働の是非を判断する立場にはなく、島根県松江市及び周辺自治体の判断を尊重すべきと考えます。

よって、私は総務常任委員長の報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長（新家良和君） 次に、反対討論を許します。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 新田議員。

○11番（新田真一君） それでは、私は反対の立場で討論に参加させていただきます。

まず、福島原発の事故の状況について、るる先ほど両議員のほうから説明がありましたけど、

福島原発で起きた課題はまだ完全に解決はしていません。汚染水の問題、廃炉の問題、溶け落ちたデブリを取り出すことも、まだ何もゴールが見えていません。東京電力による40年間の廃炉計画が示されましたけど、これとてもそのとおりで進んでいない。もっと言えば、今チェルノブイリ原発が大変なことになっていますけども、40年近く前に起きたこのチェルノブイリ原発でさえ、まだ中で燃え落ちた核燃料は取り出されていない。

まず、福島原発の課題が解決されていないという中で原発再稼働がいかがかを問うのがこの要望書の願意だろうと思いますが、先ほど、国の原子力政策に従って、より厳格で厳密な法規制や委員会をつくられて、その安全基準にパスしているという1つの訴えがございましたけど、福島原発で起きた課題ができてなかったのは、その前の基準が甘かったんですかね。私は違うと思います。私は教育現場におりまして、「原発の話」という副読本が文科省から配られた。これを基に原発を教えなさいという中身でしたが、そこには「原発は安全です」と書いてあったんですよ。未来を担う子供たちに「原発は大丈夫じゃ。心配ない。安全じゃ」と書いてあったんです。10年前まで。それが、福島原発の後、その副読本は廃止されました。そして、新しい副読本ができた。何が書いてあるか。原子力発電の半分が、「自然界にはいろいろな原子力があって大したことはないんですよ。これぐらいなら自然界にはあって皆さんも浴びているんですよ。どうぞ安心してください」というのが半分書いてある。その後、福島原発の事故に触れている。さすがに「原発は安全じゃ」と書いていないです。「安全じゃ」と書いてあるのは、覚えていますけど、何かひげを生やした博士みたいなのが「原発は安全なのじゃ」と言うてるんですよ。子供らには印象深いと思う。でも、そうじゃない事実が起きて、いかに規制がどうしようとも。何が言いたいのか。国における原子力政策をやはり国民として本当に、市民として信頼していいのかどうかというのを問うている。

島根県内の議会も賛成しておるので、気になるのは、ここに電源三法制度というのがあって、原子力立地地域対策交付金3,500万円、これが立地する自治体に交付されるんですよ。題だけ読むと、交付金は3つあるんです。立地等推進対策交付金、電源地域産業育成支援補助金、電源地域振興促進事業費補助金。3,500億円の予算が原発立地によってこうやって地方に交付される。私は全国の仲間が集う教育研究集会に何回も行ってはいますが、そのときに、福島、岩手、宮城の先生から報告がされた。印象深いのは、「学校が統廃合になりました。原発の被害によって、5%しか児童が戻っていません。」というのが印象に残っている。

もう一つあるんですよ。島根にも教育視察で学校見学に行ったんです。小・中の今の一貫校の連携校と中学校。すごい施設でした。100人ぐらいの小学校の図書館が、こんなふう丸くて、本が豊富に飾ってある。その頃、私は君田小学校におったんですけど、君田小学校の廊下の、廊下だけで倍の幅がありましたね。そうした国の原子力政策を本当に信頼していいですかというのを問うのがこの要望書の願意だと私は思います。

地元議会では稼働合意という決議がされていますが、今、地方の自治体が財政についていろいろ厳しいという中であって、そういった弱みに付け込むと言ったらちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういった施策が許されていいのかという気がする。北海道のとある村では、核

燃料処理がもう六ヶ所村は能力を超えているという中で、受入れ表明に手を挙げる自治体もある。安全で安心だから大丈夫ですと本当に思って手を挙げていらっしゃるんですかね。3,500億円もの交付金を持って進める原子力政策、これに大きな疑問を感じるというのが1つ。

2つ目は、福島の問題は解決していない。

さらに、最後にもう一点。カーボンニュートラルの話があった。脱炭素社会をめざさなくてはいけないと思いますけども、事故後、2013年から15年にわたって、日本にある54基の原子炉が全て止まりました。この間、皆さん、御記憶に、今も続いていますけども、夏なんかすごい猛暑でしたよね。電力が足らんようになって冷房がアウトになったという事例があったのでしょうか。1個もなかったんですよ。様々なところの努力あったことは間違いありませんよ。市民レベルの節電もあれば、電力供給等々あったけど、54基止まってもクリアしたんですよ。いや、さらに将来はもっと要る。いやいや、それこそ今から脱炭素をめざす日本が考えなくてはならない政策は多々あるんじゃないでしょうか。

○議長（新家良和君） 簡潔をお願いします。

○11番（新田真一君） もう一つ、原発を動かすためには火力発電が要るんですよ。原発を動かすためには、様々な外国から重要な資源を取り出してもらい、輸入せにゃいけないんですよ。それにも膨大な電力がかかるんです。今、日本という小さな国の中だけで脱炭素にとどまることには、我々はふだんの生活の電力を得ることだけでとどまらんですよ。何が言いたいかわいたら、それはいわゆる発展途上国というところへ工業躍進を求めて、ここで炭素を発生させているんです。地球規模で考えにゃいけないのはそういうことです。その意味で、原発だけがカーボンニュートラルに大いに貢献するというのは、もう少しちゃんと精査して考える必要があるのではないかというのを思いまして、討論を終わります。

○議長（新家良和君） 次に、賛成討論を許します。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） 私は、あえて賛成の立場というよりも、今の議論、討論を聞く中において、まだまだ三次市議会の中ではこのことは議論が必要ではないかというふうな思いの立場でございます。今、るる原発の災害の懸念、それからエネルギー政策に対しての思い、そういうものが両方出されておるといふふうに思うんですね。本来はこれは継続すべきだという立場ですけども、あえて賛否をこの場で問うということになれば、一市議会として、三次市議会として、これに、立地自治体である松江市及び、また周辺の自治体が稼働容認の中で動いている中において、この三次市議会として再稼働反対ということを書いていいものかどうかというのは甚だ疑問に感じるというふうに思う立場です。

本来は継続すべきという立場ですけども、あえてこの場で判断をしなければならぬということであれば、委員長報告に対して賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（新家良和君） ほかに討論ございますか。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 委員長報告に反対し、陳情に対して賛成の討論をしたいと思います。

何といたっても、この老朽原発の再稼働というのは許されないわけであります。ただその関係自治体だけの問題でなくて、原子力施設の問題は経年劣化がしているということは明らかなかわけであります。また、さらに、今回のロシアによるウクライナ侵略。現職、原子力規制委員会の更田委員長は、国会において、原子力施設がミサイル攻撃を受けた場合、放射能物質がまき散らされることを懸念しておられます。これは正式に国会での答弁であります。ですから、近隣市町村だけの問題じゃありません。原子力施設がこうした武力攻撃を受けた、まず想定はなかったわけです。しかし、残念ながら、今回、ロシアの原子力施設への攻撃ということが明らかになった。この危機もさらに叫ばれているところであります。

国際法でも明らかに違反行為であります。しかし、そうしたロシア、ウクライナの最大ザポロジェ原発攻撃が行われて、自然災害でなく、紛争のリスクも考える時期に来ているわけがあります。我々とすれば、脱原発を行い、三次市議会としては、市民の安全・安心を守るために陳情を採択すべきだというふうに思っています。

全議員の御理解を頂きますよう要請して、賛成討論といたします。

○議長(新家良和君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) これをもって討論を終わります。

これより議案第17号外8議案及び陳情第1号を採決いたします。

初めに、反対討論のありました陳情第1号を採決いたします。

本件は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

陳情第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(新家良和君) 着座ください。起立少数であります。

よって、陳情第1号「島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと」を決議し、島根県及び中国電力(株)に決議したことを通知することについては不採択と決しました。

次に、議案第17号外8議案を採決いたします。

議案9件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号外8議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 教育民生常任委員長報告9件

議案第23号 三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例  
(案)

議案第24号 三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第25号 三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第26号 三次市みわ郷土伝習館設置及び管理条例を廃止する条例(案)

議案第27号 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)

議案第35号 指定管理者の指定の変更について

議案第40号 工事請負契約の締結について

議案第41号 工事請負契約の締結について

議案第42号 工事請負契約の締結について

○議長(新家良和君) 日程第2、議案第23号三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(案)外8議案を一括議題といたします。

議案9件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

(教育民生常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求め)

○議長(新家良和君) 鈴木教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 鈴木深由希君 登壇]

○教育民生常任委員長(鈴木深由希君) 教育民生常任委員長報告をいたします。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案9件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月4日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第23号三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(案)外8議案は、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第23号三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(案)については、スマートフォンなど通信機器を利用した証明書の発行を開始するに当たっては、利便性が広く享受されるよう、操作方法などの丁寧な説明に努められたい。

議案第24号三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(案)については、被害認定基準の再分化後であっても、公平・適正な罹災判定が行われるよう調査員の研修の充実に努め、生活再建に係る円滑な支援に備えられたい。

議案第26号三次市みわ郷土伝習館設置及び管理条例を廃止する条例(案)については、近隣の関係者との細部にわたる協議を進め、有効に活用されることを期待する。

議案第40号、議案第41号及び議案第42号工事請負契約の締結については、入札の在り方について、品質、競争性の確保、地元企業の育成の観点において、今後も調査研究を進められたい。また、原油価格高騰等に係る今後の影響について注視されたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号外8議案を一括採決いたします。

議案9件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号外8議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 産業建設常任委員長報告6件

議案第28号 三次市共同利用施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）

議案第29号 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）

議案第30号 三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

議案第34号 指定管理者の指定について

議案第36号 市道路線の認定について

議案第37号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（新家良和君） 日程第3、議案第28号三次市共同利用施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）外5議案を一括議題といたします。

議案6件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 保実 治君、挙手して発言を求めらる）

○議長（新家良和君） 保実産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 保実 治君 登壇〕

○産業建設常任委員長（保実 治君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員長報告を行います。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案6件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月7日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、さらには現地調査を実施するなど、慎重に審査をいたしました。

議案第28号三次市共同利用施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）外5議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第30号三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）については、水道料金改定の市民周知について、一層の強化を図るとともに、引き続き市民が安心して暮らせるよう、水道広域連携を含めた安定的な水道事業経営に努められたい。

議案第37号損害賠償の額を定めることについては、今後、同様な事案が発生しないよう、計画的に給水施設等の更新を進められたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 伊藤議員。

○1番（伊藤芳則君） 議案第30号三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について反対の討論を行います。

この条例案は、水道料金の値上げに関わるもので、水道料金の値上げは、広域化を進めるための料金統一化へ向かうものであります。広域化した企業団になれば、住民の声が届かなくなります。議会の声も届けにくくなります。料金などについての関与が困難にもなってまいります。水は生存権の保障であり、声が届かなければ住民の生存権を奪うことになってしまいます。

今回の値上げ案で見ると、例えば8立米以下しか使っていない家庭においては、大幅な値上げとなることとなります。今、コロナ禍であり、ガソリンや灯油の値段の高騰を始め、多くのものが値上げのラッシュです。このような時期に公共料金である水道料金を値上げすることはもってのほかとしか言えません。多くの市民の皆さんを守るべきときです。コロナ対策で、プレミアム商品券で、多くの皆さんにはこれは行き渡りません。

これまで一般質問においても、コロナ禍で大変な自営業者など、多くの業者への水道料金の軽減ができないか質問をしてきましたが、手だては打ってもらえませんでした。さきにも述べたように、水は生存権の保障です。できるだけ負担を軽減することが自治体の役割ではないでしょうか。料金を統一するならば、郡部の料金を旧市内料金にして出発すべきではないかと思えます。

これらのことを申して、旧市内の水道料金が負担増になる第30号議案に対して反対討論とい

たします。

○議長（新家良和君） 次に、賛成討論を許します。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 議案第30号三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）に賛成の立場で討論に参加します。

本条例改正案は、旧三次市の水道料金を2年かけて段階的に支所管内の水道料金の算定方法に統一するため、三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例案です。決して三次市水道事業が水道広域連携に加入するための条例改正ではありません。水道事業は、経営の基本原則として、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」と水道法第1条に定められております。また、企業運営に要する経費は「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」と地方公営企業法第17条の2第2項で定められております。すなわち、水道事業において、水道料金などによって経費を賄うこととされております。受益者負担の原則でもあります。

次に、水道法第14条では、料金設定の原則として、事業経営に要する総費用の見込みを立て、それを賄える適正な原価であり、定率または定額をもって明確に定められていることであり、特定の者に対し不当な差別的な扱いをするのではないとされて、旧三次市内の水道使用料と支所管内の水道における水道使用料を統一する必要があります。

また、現在の水道事業を取り巻く環境は、高度成長時代に敷設した水道施設、とりわけ配水管は老朽化が進み、施設を更新する対策が不可欠な状況であります。今後、水道事業会計は、区域内の給水人口の減少が進むとともに、施設の老朽化対策経費が増額の傾向であります。水道法や公営企業法に適正に対応すること、水道事業を取り巻く環境を考え、三次市の水道使用料を検討する中で、三次市水道使用料等検討委員会を開催し、協議いただき、その報告を受け、水道使用料を改定する条例案であります。

一般会計予算案を見ても、水道事業会計に対し、補助金として3億8,797万1,000円、出資金として1億1,521万円、合計5億318万1,000円を予算計上されております。水道事業会計において、水道使用料を改定しない予算案であると、一般会計からの支出は増額となり、緊縮財政の中で三次市財政にとっては大きな財政負担となります。

また、三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）の附則に示すように、新型コロナウイルス感染症の影響を考え、水道使用料は一度に支所管内の水道料金に合わせるのではなく、令和4年度と令和5年度の2回に分けて改定する激変緩和措置を採用されております。将来の水道事業会計の健全化を考えると、令和4年10月から旧市内の水道料金を改正することは必要であります。

以上の理由により、議案第30号三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）に賛成の立場での討論とさせていただきます。

○議長（新家良和君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第30号を採決いたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

議案第30号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第30号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(新家良和君) 着座ください。起立多数であります。

よって、議案第30号三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号を除く議案第28号三次市共同利用施設設置及び管理条例を廃止する条例(案)外4議案を採決いたします。

議案第30号を除く議案5件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第30号を除く議案5件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号を除く議案5件は委員長の報告のとおり可決されました。

この際、しばらく休憩いたします。再開は11時20分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時10分——

——再開 午前11時20分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(新家良和君) 休憩前に引き続き会議を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 予算決算常任委員長報告17件

議案第 1号 令和4年度三次市一般会計予算(案)

議案第 2号 令和4年度三次市国民健康保険特別会計予算(案)

議案第 3号 令和4年度三次市診療所特別会計予算(案)

議案第 4号 令和4年度三次市介護保険特別会計予算(案)

議案第 5号 令和4年度三次市後期高齢者医療特別会計予算(案)

議案第 6号 令和4年度三次市土地取得特別会計予算(案)

議案第 7号 令和4年度三次市病院事業会計予算(案)

議案第 8号 令和4年度三次市水道事業会計予算(案)

議案第 9号 令和4年度三次市下水道事業会計予算（案）

議案第11号 令和3年度三次市一般会計補正予算（第13号）（案）

議案第12号 令和3年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
（案）

議案第13号 令和3年度三次市診療所特別会計補正予算（第3号）（案）

議案第14号 令和3年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）

議案第15号 令和3年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
（案）

議案第16号 令和3年度三次市病院事業会計補正予算（第3号）（案）

議案第38号 令和4年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）

議案第39号 令和4年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）

○議長（新家良和君） 日程第4、議案第1号令和4年度三次市一般会計予算（案）外16議案を一括議題といたします。

議案17件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 宍戸予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 宍戸 稔君 登壇〕

○予算決算常任委員長（宍戸 稔君） 予算決算常任委員長報告を行います。

今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案17件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月9日から16日に委員会を開催し、審査初日には市長等の出席を求め、会派代表による令和4年度予算に関する総括質疑を行いました。また、各議案の審査においては、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。15日に、委員会審査からさらに議論を必要とするテーマについて、総務、教育民生、産業建設の各分科会を開催し、議員間における自由討議を行いました。これを受け、16日の委員会では、それぞれの討議結果を基にした主査報告が行われ、報告された分科会テーマの1つである小・中学校老朽化対策事業について、再度全体で自由討議を行い、意見の集約を行いました。

議案第1号令和4年度三次市一般会計予算（案）外議案15件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第8号令和4年度三次市水道事業会計予算（案）については、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

各分科会で行われた自由討議でまとめられた意見を申し上げます。

総務分科会は、スポーツのまちみよし応援事業については、稼ぐ力の創出、三次の元気づくりにつなげられたい。女子野球タウン三次の認定を皮切りに、魅力ある多くのスポーツイベントを通じての取組が本市のシティプロモーションに十分に生かされることを期待する。今後、市ホームページのリニューアルに合わせて、他のスポーツイベントの告知や宿泊施設の紹介と

いった周知の取組の拡大が必要ではないかという報告がされました。

自治振興活動費補助事業については、一律な補助ではなく、自分たちの企画と行動に対する補助スキームなどを検討してはどうか等の意見が出されたものの、今回、予算提案された人件費部分である運営費増額については、社会情勢や地域の実情を反映した見直しに合致するものであると評価する。これからも、随時、事業検証を行う中で、効率的、効果的な視点は忘れることなく、それぞれの地域の課題解決や意欲的な取組を応援し、元気で笑顔あふれる地域づくりに向け、事業展開されたいとの報告がされました。

教育民生分科会は、小・中学校老朽化対策事業について、早急な対応が必要であるということについてはおおむね共有するが、小中一貫校として、三次中学校との一体的な整備を行うこと、設備の複合化、三次市、三次町におけるまちづくりの観点での検討が十分に行われているかといった意見から、学校関係者を始め、地域住民や住民自治組織等の理解と協力の下で事業を進められたい。今後も小・中学校老朽化対策は必要であり、計画的に取り組まれたいこと、議会として引き続き調査が必要であるという報告がされました。

産業建設分科会は、観光推進事業委託事業及び観光戦略推進事業について、一般社団法人三次観光推進機構が新体制としてスタートした後、行政は活動の状況に応じて情報発信等の事業を一元化するなど、来年度以降の予算を効率的に編成していくよう精査・検討されたいという意見が出されました。

また、一般社団法人三次観光推進機構が各地域で各関係団体を有機的につなげ、稼ぐ力の創出に向けたDMO本来の役割を果たせるように、行政としての後押しに努められたいという報告がされました。

次に、小・中学校老朽化対策事業をテーマとした全体自由討議では、三次小学校の建て替えは、安心・安全な子供たちの学びの場を保障するため早急に実施されなければならないが、予算の執行に当たっては、保護者や地域、議会に対する説明をきちんと行って進めなければならない。また、三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化、学校施設の長寿命化計画、三次市公共施設等総合管理計画などを鑑み、今後の小・中学校老朽化対策をどのように進めていくかという長期的な計画が必要であるとの意見も出されました。

これらの議論から、議会に対する三次小学校建て替えに係る全体的な説明と、限られた時間であっても、円滑に事業が進められるよう、保護者や地域、住民自治組織などの理解と協力の下、事業実施されることを求めるものであります。

また、全体の審査から、事業の実施に当たっては、より積極的な情報交換に努められること、部局間の連携を密にして効果的な事業執行に努めること。特に、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を活用した事業の執行に当たっては、その使途の明確化に努め、事業の成果、評価の公表を求める意見がありました。

審査以外の事項として、1点お願いさせていただきます。事業の見える化、効率的な審査のために取り組んでいただいています事業別審査シートにつきましては、その作成に御協力くださり、感謝申し上げます。ただ、一部の部署においては、この取組の趣旨が伝わっていないの

か、記載内容の不足が見られるものがありました。この取組は市民に対しての説明にもつながるものであり、事業別審査シートの記載にあつては、より分かりやすいものとするよう、さらなる取組を期待するものであります。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後施策に十分反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略いたします。

討論願います。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 伊藤議員。

○1番（伊藤芳則君） 議案第8号令和4年度三次市水道事業会計予算（案）について反対討論をいたします。先ほどの議案第30号で申しました水道料金の値上げになりますので、この予算が含まれておることから、反対をいたします。

先ほども申しましたように、コロナ禍であり、物の高騰が始まっています。このような時期に公共料金である水道料金の値上げをすることはもってのほかとしか言えません。多くの市民の皆さんを守るべき時期です。これまでも一般質問で行ってきた、コロナ禍での大変な時期に、自営業者など、多くの事業者への水道料金の軽減ができないかということで質問しましたが、手だては打ってもらえなかったということで、この時期に上げるということは何としても反対の立場であります。

さきにも述べましたが、水は生存権の保障です。できるだけ負担を軽減することが自治体の役割だと思います。一般会計からの繰入が多くなっても、市民を守る立場で言うならば、それは仕方がないことではないでしょうか。本来なら、料金を統一するならば、郡部も引き下げて統一すべきであるというふうに思います。そういう予算になっていないという立場から、この予算案について反対をいたします。

○議長（新家良和君） ただいま議案第8号令和4年度三次市水道事業会計予算（案）に対する反対討論がありました。

次に、賛成討論を許します。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 議案第8号令和4年度三次市水道事業会計予算（案）に賛成の立場で討論に参加します。

先ほど、議案第30号において、三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）は可決されております。したがって、本水道事業会計予算の修正ではなく予算全体を反対されることは、水道事業そのものを否定することになり、市民の皆様が安心して日常生活を過ごしていただくことができなくなります。それは決して許されるものではありません。市民の皆さんが安心して、水を使うことに不自由なく日常生活を過ごしていただくためにも、本予算を認めるこ

とが必要であります。

以上の理由により、議案第8号令和4年度三次市水道事業会計予算（案）に賛成する立場での討論とさせていただきます。

○議長（新家良和君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第8号を採決いたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

議案第8号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第8号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新家良和君） 着座ください。起立多数であります。

よって、議案第8号令和4年度三次市水道事業会計予算（案）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号を除く議案第1号令和4年度三次市一般会計予算（案）外議案15件について採決いたします。

議案第8号を除く議案16件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第8号を除く議案16件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号を除く議案16件は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 議案第43号 工事請負契約の一部変更について**

**議案第44号 工事請負契約の一部変更について**

○議長（新家良和君） 日程第5、議案第43号及び議案第44号工事請負契約の一部変更についての2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第43号及び議案第44号の議案2件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第43号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、大谷池災害復旧工事において、株式会社ガイアート中国支店と締結している工事請

負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、請負金額を2億4,970万円から3億5,849万4,400円に変更しようとするものであります。

次に、議案第44号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、二ツ池災害復旧工事において、株式会社広栄産業と締結している工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、請負金額を2億2,550万円から2億5,519万7,800円に変更しようとするものであります。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号及び議案第44号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号及び議案第44号は委員会の付託を省略することに決定しました。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号及び議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第43号及び議案第44号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号及び議案第44号工事請負契約の一部変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第45号 三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて

議案第46号 三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて

○議長（新家良和君） 日程第6、議案第45号及び議案第46号三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについての2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第45号及び議案第46号の議案2件について、一括して御説明申し上げます。

議案2件は、いずれも三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについてであります。

三次市公益通報審査会委員は3名で、そのうち2名の任期が令和4年4月29日をもって満了することに伴い、三次市における法令遵守の推進等に関する条例第5条第3項の規定により、委員を委嘱することについて市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は2年となっております。

最初に、議案第45号について御説明申し上げます。

本案は、三次市公益通報審査会委員の井上澄子氏の任期が満了することに伴い、同氏を引き続き同委員に委嘱しようとするものであります。

次に、議案第46号について御説明申し上げます。

本案は、三次市公益通報審査会委員の中川筆之氏の任期が満了することに伴い、同氏を引き続き同委員に委嘱しようとするものであります。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議案第45号についてお諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は同意することに決しました。

次に、議案第46号についてお諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第47号 三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて

議案第48号 三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて

議案第49号 三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて

○議長（新家良和君） 日程第7、議案第47号から議案第49号三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてまでの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第47号から議案第49号までの議案3件について、一括して御説明申し上げます。

議案3件は、いずれも三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてであります。

三次市固定資産評価審査委員会委員は3名で、その任期が令和4年4月29日をもって満了することに伴い、地方税法第423条第3項の規定により、委員を選任することについて市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

最初に、議案第47号について御説明申し上げます。

本案は、三次市固定資産評価審査委員会委員の大坪義明氏の任期が満了することに伴い、新たに山口祐司氏を選任しようとするものであります。

次に、議案第48号について御説明申し上げます。

本案は、三次市固定資産評価審査委員会委員の梶原紀美代氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を選任しようとするものであります。

最後に、議案第49号について御説明申し上げます。

本案は、三次市固定資産評価審査委員会委員の福原 弘氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を選任しようとするものであります。

以上、議案3件について、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず、議案第47号についてお諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号は同意することに決しました。

次に、議案第48号についてお諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号は同意することに決しました。

次に、議案第49号についてお諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第50号 三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて

○議長(新家良和君) 日程第8、議案第50号三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第50号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第50号三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市公平委員会委員の桑名陽子氏の任期が令和4年4月29日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員に選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は4年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(新家良和君) 本案は、先例により、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第51号 人権擁護委員の候補者の推薦について

#### 議案第52号 人権擁護委員の候補者の推薦について

#### 議案第53号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(新家良和君) 日程第9、議案第51号から議案第53号人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第51号から議案第53号までの議案3件について、一括して御説明申し上げます。

議案3件は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。三次市の区域における人権擁護委員は24名で、そのうち3名の任期が令和4年6月30日をもって満了することに伴い、同委員の候補者を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めようとするものであります。なお、委員の任期は3年となっております。

最初に、議案第51号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の正廣千恵美氏の任期が満了することに伴い、新たに梶川保美氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第52号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の山根 勇氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

最後に、議案第53号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の佐々木芳則氏の任期が満了することに伴い、新たに佐々木より子氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

以上、議案3件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず、議案第51号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第52号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第53号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第54号 三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて

○議長（新家良和君） 日程第10、議案第54号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第54号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第54号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市教育委員会委員の小根森直子氏の任期が令和4年5月13日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は4年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 発議第2号 三次市議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）

○議長（新家良和君） 日程第11、発議第2号三次市議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（5番 掛田勝彦君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 掛田議員。

〔5番 掛田勝彦君 登壇〕

○5番（掛田勝彦君） ただいま上程されました発議第2号三次市議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、小田伸次議員、宍戸 稔議員、杉原利明議員、黒木靖治議員と私、掛田勝彦でございます。

本案は、令和3年人事院勧告に伴う国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に鑑み、本定例会において、本市職員の期末手当を年2.55月から年2.40月に改定するとともに、令和3年12月期の期末手当の減額相当分を令和4年6月期の期末手当から減額する措置を規定

する三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）が提案され、先ほど可決されたところであります。

これまで、市議会議員の期末手当についても、職員同様、民間の支給状況等に準拠して定める人事院勧告に基づく対応を行っており、このたび、我々の期末手当も令和3年度の引下げに相当する額を令和4年6月期の期末手当から減額する措置を規定する条例を制定するものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ趣旨を御理解いただき、御賛同を頂きますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号三次市議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）は原案のとおり可決されました。

この際、しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時56分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（新家良和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 発議第3号 三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）

発議第4号 三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）

○議長（新家良和君） 日程第12、発議第3号及び発議第4号三次市議会議員定数条例の一部を改

正する条例（案）の2件を一括議題といたします。

まず、発議第3号の提案理由の説明を求めます。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

〔13番 横光春市君 登壇〕

○13番（横光春市君） ただいま御上程されました発議第3号三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、穴戸 稔議員、齊木 亨議員、黒木靖治議員、藤岡一弘議員、掛田勝彦議員と私、横光春市でございます。

現在、全国的に人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化による地域経済の停滞、社会保障や公共施設維持などの義務的経費の増加による自治体財政の硬直などを理由に、議員定数の見直しが進められています。しかし、一方では、多様化する民意の確実な市政への反映、そして集約も期待されているところでもあります。

また、近年、地方議会議員選挙における投票率の低下や無投票当選の増加の傾向が強まり、小規模市町村においては、無投票当選とともに、選挙における定数割れが生じるなど、議員の成り手不足などの問題が深刻なものとなっています。先日、大竹市でも、議会議員選挙が無投票となったことを受け、議員定数に関する議論が始まったとする新聞報道は記憶に新しいところでもあります。

このような背景の下、令和3年6月に、議長の所信表明に沿って、私を含め、議員10名で構成する議員定数等調査特別委員会が設置され、これまで14回の委員会を開催し、調査研究を重ねてきたところであります。この議員定数を検討する上で、民意の聞き取りも重要となってきます。これまで本市議会では、議会報告懇談会を通じて市民の意見や思いを聴取してきたところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止から、昨年度に続き今年度も中止となり、これに代わる取組として、本市議会で初めて市民アンケートを実施してきました。1,623件の予想を上回る回答を頂き、多くの市民が関心を持っておられることを改めて感じたところでもあります。

回答結果は、議員定数について、人口減少、市財政への影響、他の自治体並みの議員数、コミュニティ単位に1人の議員でよいとの理由で「減らすべき」と答えられた方が約7割で、現状の議員数に対して何らかの理由により疑問を持たれていることは明らかとなりました。一方、「議員数は現状維持を望む」とする声は約3割で、理由は、議員定数の削減によって周辺部の声が市政に届かなくなるとの不安や、議員数の偏りによって市政が市街地中心となるのではといった懸念があります。

委員会では、この市民アンケート結果や市民の意見を参考に、適正な議員定数の基準のない中で、県内市議会の状況、産業構造、人口、面積、過疎要件を考慮した類似自治体との比較分析、また、委員会主義を基本とした議員定数減がもたらす議会運営上の影響などを中心に議論を重ねた結果、多くの委員は現状の議員定数を減ずるべきと考え、先日の委員長報告にも至っ

たところであります。

委員会での議論にもありましたが、本市は広範囲な面積を抱える中山間地であり、議員数削減によって地域の声が市政に届かなくなってしまうはいけません。また、地元で議員がいないことが地域の不安につながり、さらには我田引鉄であっては決してなりません。議員定数を減ずるならば、我々はこれまで以上の議会活動や議員個々の活動並びに資質向上を通じて市民の負託に応える努力が必要であると考えております。今の地方自治体を取り巻く人口減少を始めとする社会情勢の変化、新たな感染症拡大による将来が見通せない状況、自治体合併に伴う優位な財政措置がなくなるなど、自治体運営も大きな試練が待ち受けている中で、多くの自治体が、苦渋の選択の下、議員削減に踏み切られています。三次市議会も例外ではないと思っております。

本議案の提案については、これまで申し上げてきた理由や委員会での自由討議、市民アンケートで明らかとなった民意など、様々な場面を勘案し、多くの議員が共有している、現状の議員定数を2名減じ、三次市議会の定数を22人とするべきとの判断に至ったからであります。本市議会議員選挙を2年後に控えた今、議員定数を減ずる改正を行い、市民に周知していくことが議長の所信表明のもう一点である多様な人材の市議会への参画においても重要な意義があり、新しい力が誕生する議会となるものと捉えております。

本市は、選択と集中を掲げ、新しい三次づくりを進めています。三次市議会も、多くの課題が山積する現状においては、その役割は大きく、市政の両輪の一翼を担う者として使命があります。議員各位におかれては、何とぞ趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 新田議員。

○11番（新田真一君） 議員定数の条例改正ということでの御提案だったんですが、24人を22人。議会関連の様々な条例、規則を見てもみると、現行24人という定数を恐らく基に、様々な約束事において議員の数を示してあるものがあります。例えば会議規則56条は、発言時間の制限、これが4名以上の議員の異議申立てがあればというふうな書き方がされていますが、まだまだあるんだと思うんですよ。24を分母に考えられたそういった議員の定数に対して、それに伴って考えなくてはならない、さっきのような4人とか2人とかいうようなのはどれぐらいあって、そこらはどういうふうな考えられているか。

もう一つ、これは条例で三次市議会委員会条例というのがございまして、御存じのとおり、これには委員会の定数が明記してあります。8人、8人、8人に、議運10名。これは、この改定に伴ってどう考えられるのか。改定の必要ありなしや、もうちょっと大きく言えば、委員会の今後の運営の在り方についてどうかということについてお願いします。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

○13番（横光春市君） まず最初の、この条例によってそれぞれの人数はどうなるのかというこ

とありますが、まず、この条例を改正した後に、それぞれの条例あるいは規則において、関係ある部署においては改正すべきものであろうというふうに思っております。

それから、もう一点の、また条例関係や規則関係においても、やはり定数条例を改正後に物事を考えていくということが必要であるというふうに思っておりますので、やはりこの条例がまず最初に議論されるべきだろうというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございますか。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 新田議員。

○11番（新田真一君） 委員会は条例なんですね。委員会条例なんです。先ほどの異議申立てのとか、ぱっと調べただけでも、一括議題の提案の仕方とか表決の順番とかというのは会議規則なんです。これは4名と書いてある。だけど、委員会は条例なわけですね。今、条例改正によって定数を変えるなら、いわゆる下位法と言われる規則は後でもいいかもしれませんが、委員会条例は、だから、これも後でよいというのはどういう理由からでしょうか。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 横光議員。

○13番（横光春市君） まず、今回の条例提案について、次でも議会発議として提案される、発議されるというふうに思っております。そこが一定、しない限り、委員会条例について検討すべきではないだろうというふうに思っております。

まず、22人で委員会条例を出す、あるいは20人なら20人で出すという双方のものをどんどん出していくという手間というよりも、まず定数条例をはっきりとさせて、その後において、その条例について考えるべきであろうと思いますし、今期任期においては、今期においてはまだ残りが2年間ございますので、その間に調整をしていくべきであり、人数というものをまずはっきりして、市民に広く周知をするということが必要であろうというふうに思っております。

○議長（新家良和君） ほかに質疑。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 新田議員。

○11番（新田真一君） これ、2回の制限があるんですか。違いますよね。では、委員会についての条例については分かりましたが、では、委員会自体の、いわゆる定数22における委員会の運営はどのような方向にあるべきだろうというお考えでしょうか。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 横光議員。

○13番（横光春市君） まず最初に、24人なら24人で構成を考えていく。22人なら、例えて言うならば、3委員会条例なら7人の21人、そして議長を除いておくというのが常道であろうというふうに私は考えておりますが、これにおいても、やはり会派代表者会議等々で御検討いただいて、最終的にはまた条例を提出して考えていくということになろうと思います。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございますか。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 何点かお尋ねをしますが、まず、22名、2減の根拠ですよね。減の根拠は何があるのかということ、議会基本条例にのっとって、市民の参加と市民からの負託に応えるということになっています。そのことにおいて、議員定数を減らして、的確に市民の負託に応えられるのか、どうなのかということはどういうふうに捉えられて2名減の提案をされたのか。

それから、先ほどもあったように、議会の役割ですが、二元代表制ですから、もちろん執行部との対峙をしながらよりよい三次市政をつくるわけでありますが、議会の役割についてどう考えておられるのか。

また、議会基本条例には、多様な意見を聞きながら、それを審議して決めるということになっている。それを2名減らすということになれば、多様な意見の聴取ということについてはどうなのか。

それから、先ほどもあったように、委員会を減らす、委員の人数を減らすということもどういうふうに考えられとるのか。後から考えるんじゃない。22名にする根拠の中で、委員会はどうしよう、どうしたらいいのかということも議論する中で提案をせんと、それは無責任極まりないと、市民に対して非常に不見識な提案だろうと思いますから、その辺りをお聞かせ願いたいと思います。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 2人減の根拠ということでありますが、議員定数等調査特別委員会の中で、現状維持を主張する委員が2名、4人を減じる意見が2名、2人を減ずる意見が5名でございました。やはり条例提案をするときに、不採択になるような条例提案をすべきではない。最初に発議として行うべきではない。そういう意味からすれば、やはり2名減の5人の委員が賛同したことに対して提案すべきであろうというふうに思っております。

そして、次は、市民の負託に応えるという、市民の意見を聞かせていただくという、これはやはり議員それぞれの、各位の努力であろうというふうに思っております。ただじっとしておるんじゃなくして、やはり地域へ出向いてお話を聞かせていただいたり、あるいは意見を頂いたときには即刻それに対応していくと、そういう努力をしていかななくてはならないと思いますし、また、議員の活動状況についても、議員自ら報告を行うということも必要であろうというふうに思っております。

執行部との対峙、これは当然に、議会でも出されること、あるいは執行しておることにおいて疑問が生じたことについては、それぞれ責任を持って、違うと思う人は御提言申し上げる、あるいはいけないということは修正していくということが必要だろうというふうに思っておりますし、それはまた、それぞれ個人が議会活動において対峙していかななくてはならないというふ

うに私は考えております。

もう一つ、最後にもう一点ありましたよね。委員会については、現在も8人、8人、8人で24人でございますが、議長を除いてのところは7人で構成をしております。委員会の議論の中でも、やはり6人ということになると一方的な議論ではないだろうか、声の中でも8人から7人が最小限1つの委員会としての多様な意見あるいは対峙する意見が出てくるであろうという意見がございました。最小限私どもは7人で構成をするという考えを持って、今回の提案条例ということにさせていただきたいというふうに思っております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 2名減の根拠が、委員会での議論だったという今答弁でしたが、基本的には、委員会の最終報告は議会では認めとらんのですよね。ただ議論をして報告しただけで、最後の決議はしてないんですよ。だから、委員会の議論の下に2名減の根拠というのはちょっと当てはまらないと思う。だから、今回、4人だったか5人が提案をされていますが、その中の5人の提案者の中で、2名減の議論はどういうふうにされたのか。委員会議論じゃないんですよ。提案者はどういうふうにするのかという話です。委員会報告を基に、この条例提案ではないと思います。それが1つ。

それから、議会基本条例の中にある、多様な意見を聴取する、これは当たり前のことで、議員それぞれがやるんですが、それは幅広いほうはるかに多様な意見の聴取になるわけで、多様な意見を聴取の下に執行部との対峙をするということが、これは議会基本条例に載っていますし、市民と議会との関係において、より綿密に意見をもらう。それを議員間討論して、それを提起していくというのが我々の仕事でありますから、一人でも多いほうが良いというふうに思いますが、そこはどういうふうに捉えられとるのかというのがお聞きしたい。

それから、併せて、委員会も同じでありますから、一人でも多くの意見が反映されたほうが、市民の意見とすれば、お聞かせ願って、それをみんなで議論していくというのが合議制の議会でありますから、そのことについて、どういうふうに議論をされたのか。5人か6人がどういうふうに議論をされたのかお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

○13番(横光春市君) 5人で討議をするというよりも、やはりこの提案にあっては、委員会の報告を議長のほうに申し上げ、会派代表者会議の中で、この2名減をやります、提案させていただきますということを御報告申し上げております。委員会報告においては決定はしていません。それぞれの意見を、現状維持も、4名減も、2名減も尊重した意見の委員長報告になっているというふうに考えておりますし、やはり最終的には2名減が一番市民の声、あるいはアンケートによってもそういうのが打ち出されております。現状維持ではいけない、減じてくださいという市民の声、これは広く市民の皆さんの声を聞いた意見を反映していると私は思っております。現状維持はいけないということになったら、4名減では非常に難しさがあるという

ことの中から、2名減ということで提案をさせていただくというものでございます。

それから、やはり市長へ対峙ということで、広く意見を聞くというのは当然でございますが、現状の中ではやはり。失礼をいたしました。発議者5人で、この件について議論はなく、この5人で行うということでございますので、御理解いただきたいと思います。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) ということは、提出者において、議論もせずに提出をしたということになる。何の根拠があってこの2名減の提出をしたか。先ほどあったように、会派代表会議ではありましたよ。ありましたけど、私はこれは承認できんと言っていますし、議長がそういうふうに22名の提案をされたのかどうか分かりませんが、ここで議長に改めて聞くことはできませんから、あなたたち5人が提案した議論の中身を教えてください。それがなければ、根拠がないんじゃないですか。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

○13番(横光春市君) 各会派のいろんな意見の集合体の中で、それぞれ22人ということ、思いを1つにする議会運営委員会の委員の中で、代表として発議をしておりますので、その委員の人が、同じ22人だということで今回は出させていただいているということでございます。会派の5人になって改めてこの件についてどうのこうのという議論はしておりません。おのずから22がよいと、そういう思いを持った発議者であります。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) それを聞きよるんじゃないよ。じゃけえ、提出者なんじゃから、責任を持って提出せにやいけんじゃないですか。だから、この提出者がどういうふうに議論をして、それをちゃんと説明せにやいけんでしょう。そのことをなしに、会派がそういうふうに言いよった、今までこうだったとかいうんじゃないで、委員会は成立しとらんのですよ、結局は。報告はしてないんですよ。だから、今回出た議案というのは、今回提出者になっておる皆さんが議論した上に出したものというふうに解するわけじゃないですか。そうじゃないんですか。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

○13番(横光春市君) 発議者がそれぞれ相談するというのもあろうかと思いますが、実際問題、それぞれの議員を集計した中では、この22人がいいということで、私たちが発議者ということの代表になったということでもありますから、それは御理解いただけるんじゃないかなというふうに思っております。一つ一つの状況の中で、議会の委員会の状況とか、あるいは全員協議会で何人というのが議論がありましたけども、その状況の中から、やはり22人が最適であろうという人が多かったわけですから、ただ、現状維持ではいけませんという意見も多うございますので、そこらを勘案して今回の提案ということになったというふうに私は思

っております。

○議長（新家良和君） ほかにございますか。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 最初から言うように、議会は議員のものじゃないんですよ。それは議論は議員間でしますが、市民の意見をしっかり聞いて行くべきで、だから、ちゃんと中身を市民の皆さんにも理解していただいてこれを出さないけんのじゃないですか。そのことがないのにいきなり提案というのはおかしいですよということを、これは意見でいいですから。質問はもう。

以上で終わります。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって発議第3号の質疑を終わります。

次に、発議第4号の提案理由の説明を求めます。

（16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 藤井議員。

〔16番 藤井憲一郎君 登壇〕

○16番（藤井憲一郎君） ただいま御上程されました発議第4号三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、弓掛 元議員、月橋寿文議員と私、藤井憲一郎でございます。

議員定数の削減において、大幅な削減を求める市民の声を多数伺っております。本案は、次回の市議会議員選挙より、議員定数を現状の24名から4名減の20名とする議案を提出するものであります。

定数を20名にするという削減案は、平成26年6月議会、今から8年前にも議員発議をされております。昨年6月、議員定数等調査特別委員会が設置されました。その委員会の中でも、我が会派ともえは一貫して定数20名を主張してまいりました。定数を減らすことにより市民の声が届かなくなるとの意見もございますけれども、あらゆる地域の要望は、19の自治組織や支所においてすくい上げられているという仕組みがございます。我々議員は、そこで取り上げられ、精査されたものに対して俯瞰し、本市にとって有効であるかを考慮し、判断、承認するものであり、決して地域代表や一部支援者の代弁者であってはなりません。

人口減少も進み、インフラは老朽化し、財源も縮小していく中で、必要な市民サービスを維持しつつ、あったら便利なものをどんどんつくっていくのではなく、なくては困るものを残していく。市民へ我慢をお願いしなければならない。今がそのまさに転換期であると考えます。議会としても身を切る改革をするべきと考えます。本市議会で行った市民アンケートでも、定数20名という回答が圧倒的に多くありました。

議員各位におかれましては、この発議に御賛同いただきますようお願い申し上げ、提案理由

の説明といたします。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 新田議員。

○11番（新田真一君） 同じ質問をします。関連法案の中で人数が表記された部分について、どのように調整を図るといった相談をされたかしなかったか。したんなら、どういう方向で。

もう一点。同じく議会委員会条例ですね。20名ということになると、議長を省けば6、6、7。3委員会ならですよ。6名では、先ほどなかなか議論も深まらないとかいうようなことがありましたが、委員会条例の人数だけではない、委員会の在り方についてはどのように論議されましたか。

3つ目。アンケートでそれが多かったというのもあったんですが、アンケートでもう一つ多かったのは、議員の活動が地域で見えん、声がいっそ反映してくれん、しっかり聞く場を設けてほしいというのもあったのを、人数が減ることによって、先ほど、自治体、組織どうこうの声をというような、組織的に声を聞いて実現を図るということだろうと思うんですけども、じゃ、議員が直接市民からそういった聞き取りや声を聞くということは人数が減る中で今後どう考えているか、お聞かせください。

（16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 藤井議員。

○16番（藤井憲一郎君） 御質問が、まず委員会の在り方について。こちらは、考え方といたしましては、議員の常任委員会の掛け持ち、そういったことで対応も可能であろうというふうに考えます。個々の技量を上げて、しっかりとそういった形で対応は可能だというふうに考えます。そういった話合いは我が会派でなされました。

それから、議員の活動、姿が見えなくなるのではないかという御質問であったと思います。こちらは、我々の中では、議員それぞれの活動スタイル、議員としての思想や理念や政治や信条や、そういったものに関わってくるとは思います、それぞれ個々にネットワークも持っています。それから、それぞれの議員さんが、今いろんな努力をしながら、広報活動をしたり、あと、SNSを使って情報発信をしたり、そういった形で、市民への顔が見える形で何とか頑張ろうとそれぞれ個々でやられております。それプラス、議会といたしましても、ここ2年間にはコロナ禍で中断しておりますが、議会報告懇談会、これもずっと継続してやっていた事項でございます。もちろんコロナが落ち着いたら、もしくはコロナ対策をしっかりしながら、これは引き続きやっていかなきゃならないというふうに考えております。そういった形で、市民の皆さんのところへ顔が見えるような形で努力していくということは、これは全議員でやっていかなきゃいけないというふうに考えております。

以上です。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 新田議員。

○11番（新田真一君） 言われることはとてもよく分かるんですが、委員会の掛け持ちという議論は、先ほどの定数条例改正とともに、委員会条例は、だから、これは、この人数については触るつもりはないんだというふうに解釈していいですか。やっぱり8人は要るんだというふうに解釈していいのかどうか。これが1つ。

2つ目。市民の声をどう聞き取っていくかというのが非常に大きな命題だと思うんですけども、現状の24から4人減るということになると、随分、1人分のこれまで以上のプラスアルファが要るんだろうと。今、ネットワークもある、広報活動もする、SNSもしている。今しておられる部分だと思うんですよ。今それぞれの個々の議員がやっていることに対して、多くのアンケートの声は、姿が見えん、仕事しよるんか、声を聞いちゃくれんと言っているわけですから、今しよるプラスアルファは何なのかというのを具体的に考えにやいけんのではないかと思います、そこらについての相談されたものがあつたら教えてください。

（16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 藤井議員。

○16番（藤井憲一郎君） 委員会の委員数に関しましては、8でなければならないという考えではございません。逆に言えば、委員会を統合するであるとか、そういった形で調整をするであるとか、これはもちろん決まった後の、定数を減らすということが決まった後の皆さんとの相談になりますけれども、そういった形で委員会の数を調整する、もしくは掛け持って数を合わせる。8にこだわるということではございません。

そして、2つ目の質問が、今現在、議員の姿が見えてないという意見ではないかということでございます。こちらは、お答えとしましては、とにかく民意が議員を通さなければ届かないということ自体が問題だと考えます。私見ではありますけれども、私のところにも三次市全般の方からいろんな御相談を受けるような形になります。もちろん緊急性があるものに関しましては即刻動きますけれども、そうじゃない場合には、やはり自治連さん等と一緒に相談をさせていただくという形、これが本来の姿ではないかというふうに考えるところでございます。

○議長（新家良和君） ほかにございますか。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 同じような質問になりますが、4名の根拠ですよね。それはなぜなのかというのがよく分からない。

それから、先ほど言ったように、先ほどの的確な答弁はなかったんですが、議会基本条例の市民の参画や、それから多種多様な意見、市民と議会との関係などについてどういうふうな議論をされたのかをまずお聞きしたい。

それから、委員会ですが、掛け持ちまで議論されたんなら、委員会の開会日が数多くなりますよね。3委員会と同じ委員会へ掛け持ちの委員になっておれば、今の最低倍の委員会の日数が要るということになるんですが、その辺りの議論というのはどこまでされとるのか。

それから、委員会の活性化も議会基本条例の中に明記しておりますし、より多種多様な意見、

多種多様な方向の議論をやりましょうということになって、それを今、藤井議員がおっしゃったように、二代表制である執行部に我々が議論を吹きかけていくということになっておるわけですから、その委員会の活性化はどういうふうに議論をされているのかお尋ねをしたいと思います。

(16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 藤井議員。

○16番(藤井憲一郎君) 質問の内容をなかなか認識できなかったんですけども、まず1つ目、私が聞き取りがしっかりできたものからお答えさせていただきます。4名減った場合に委員会がどのような開催の形になるかというのは、これは日数が増えるということは特段ないと考えます。あとは、個々の議員がもっと今まで以上に掛け持ちをした場合、今まで以上に守備範囲が広がるといいますか、そういった形でしっかり応えていくということになると思います。

活性化といいますか、多様な意見がなくなるのではないかというお話でありますけれども、これについては、それでは、じゃ、一体何人が適正なのかということになります。私の申し上げた20名という根拠は、先ほどの提案理由の中にありましたけれども、今が転換期であるということが全てでございます。

そして、二代表制についてもちらっとお話を頂いたと思うんですけど、三次市には議員がない地域もございます。そこに対しても、いる、いないに関係なく、市民の皆さんの声が市政に届くと。議会に届くというより市政に届く。我々は市政の運営に対して助言なり、審査なり、そういったことをさせていただいておる身でございます。市政に届く仕組みというのを一体となって考えていくべきでないかというのが我々の主張でございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 4減になるその根拠が、先ほど言うように、市民の皆さんの意見をしっかり聞いて、それを反映する。もちろんそれは自治連からの意見をもらうというのは、これも1つの方法じゃないですか。やっぱりいろんな組織があるわけですから、それぞれの関係、1つの例えば議案に対して、3方向からか4方向からか分からないですが、意見というのは出てくるわけですから、それをやっぱりちゃんと議論を闘わせていくべきだと思うので、数が減れば減るほど、先ほど言ったように、多種多様な意見は公聴制度では狭まってくるというふうに思いますから、公聴制度についても議論されたかどうかという話ですよ。これを提案するときね。そこはええよと、切り捨てるよと言いよるのか、公聴制度が狭まることについてはどういふふうな責任を取るんかと。

委員会も少なくともらんのかもわからんね。ただ、増やすということになれば、今、よう分からんかったんじゃけど、委員会を、例えば6人しかおらんのを2人増やして8人にして、そして、1日はその委員であって、また別な日程で掛け持ちした委員会が開かれるんだから、日には必ず増えますよ。いや、ええんですよ。そこはどこまで議論されたか知りませんが、それはええと思うんです。掛け持ちの委員会がいけんと言いよるんじゃないですよ。あるんなら

そこまでできるんじゃないかなというふうに思います。

それから、二元代表制の問題で言うと、もちろん我々も提案などをしていますが、議会の役割は審議権、議決権、調査権、検査権の4つです。だから、執行部へ助言をするという立場ではない。しっかりと対峙をして、片や執行部の提案について我々はこの4つの権限を行使してやりよるわけなので、そのことをするためには、より多種多様な意見を頂く、多種多様な関係をつくっていくというのが、これがやるべきことで、数を減らして、「市民の皆さん、あなたからは聞きません」ようなことにはならないと思う。だから、より幅広く議員というのは必要ではないかというふうに思います。

それから、市民の負託に的確に応えなくてはならないというのがあるわけで、的確に応えるためには、先ほど言ったような議員間討論ですよ。今始めておりますが、議員間討論も含めて、ある程度の方向を出すということを決めとるわけで、その辺りのことがどういうふうに議論をされたのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

(16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 藤井議員。

○16番(藤井憲一郎君) 竹原議員の質問の中で、現状維持、議員は多ければ多いほどいい、我々がマイナス4の20、いかに市民の声を広く伺えるかということに関しましては、個々の資質を上げるということに尽きると思います。主張が恐らく数字的には相入れないものですから、これ以上のことがなかなか申し上げにくいんですが。

あと、負託に応えるという点でございます。こちらにつきましても、先ほど申し上げたとおり、個々の資質を上げて、しっかりと、あと、今、新家議長の下で様々な委員会を市民の皆様テレビ中継で見させていただいたり、そういった形で、私も力及ばずであります。なるべく傍聴者を増やそうという努力もさせていただいております。広報紙も充実させなければならないでしょうし、いかに市民の皆さんに議会に関心を持っていただくか。そこは全員で考えながら、それプラス今が転換期と、そういった形で議員定数は減らすべきだというふうな議論を我々会派ではさせていただいておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長(新家良和君) ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 質疑なしと認めます。これをもって発議第4号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第3号及び発議第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いします。

今朝ほども申し上げましたが、できるだけ簡潔に討論をお願いしたいと思います。

まず、発議第3号の反対の討論を許します。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

○1番(伊藤芳則君) 発議第3号三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例(案)について反対の討論をいたします。

先ほどの質問で出ておりました二元代表制についてですが、議会と市長が互いをチェックしながら自治体を運営する二元代表制の下、議員の存在意義は、市長と市政運営の在り方、また、税金の使い方を住民の目線でチェックすることにあります。二元代表制の下、地方議員は、市民と市政をつなぐ住民自治の重要な担い手であり、議会と行政に住民の声を届けるとともに、行政、市長の行政運営を住民の立場から監視し、チェックする重要な役割を持っています。したがって、議員定数は、市民の多様な意見をより正確に反映させることができる規模が必要です。

議員の人数が減れば、チェック体制は弱まってまいります。現在、議員定数24人です。これが、22人、また20人になれば、市民の声をどれだけ聞けるのか。現在、地域代表の要素も含んでいる議員もおられますが、人口の割に面積が広大で、地域によっては市民の声が届かない地域や、議員が見えないという住民の声が聞こえてくるのが現状です。市民と市政をつなぎ、住民の声を聞ける議員がどうしても必要です。

また、委員会審議も少人数になり、十分な議論は行われなくなり、偏ったものになりかねません。議員定数を減らせば、議員の成り手がなくなることも考えられます。よって、議会の活性化、議会制民主主義の発揮に必要な議員定数は現状維持とすべきです。他の自治体との比較は、議員定数を減じてきた多くの自治体に続くものでしかありません。まねをすることは無いと思います。三次市議会は24人を維持し、住民の声をしっかりと聞き、声を届けていくことで、議会の活性化、議会制民主主義の発揮につながるようになります。

これらのことから、議員定数を減ずることになる発議第3号案について反対の討論といたします。

○議長(新家良和君) 次に、発議第3号の賛成の討論を許します。

(12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 藤岡議員。

○12番(藤岡一弘君) それでは、発議第3号の議員定数を24人から22名に改める三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例(案)に賛成する立場として討論を行わせていただきます。

今回、議員定数を検証する上で、本市議会では初めてアンケートを取らせていただきました。回答1,623件のうち、66%が議員定数を減らすべきと考える意見でございました。合併以降、三次市においては人口減少が進展しております。こういった現状を見れば、議員定数を減らすべきとの意見が地域から多く出てくることは当然であると考えます。

しかし、過度に定数を減らしてしまえば、地域の声が議会または市政に確かに届かなくなることもあるかと思ひ、それは大きな問題であります。しかしながら、現状、人口が減少してい

る本市を取り巻く社会情勢や市政の現状を考えると、いつまでも議員定数について現状維持と主張することは難しい。今後、より市民の皆様方からの意見を吸い上げ、また、それを市政に反映していくためには、各個人の議員としての資質向上は必要不可欠であり、我々議員として頑張っていかなければいけないところも大きいと思います。

また、常任委員会についての考えもありましたが、本市議会は委員会主義であり、市行政の検証などを確実に行うとすれば、専門性を持たせ、現行の3常任委員会が必須であります。また、それぞれの常任委員会の機能を十分に発揮するためには、最低7人の委員会構成が必要であると考えております。22名に減らしても、現行の3常任委員会制度は担保されております。

以上のことから、議員定数、こちらの発議第3号の賛成討論とさせていただきます。

○議長（新家良和君） 次に、反対討論を許します。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 新田議員。

○11番（新田真一君） では、私は反対の立場で討論を行わせていただきます。

まず、市民アンケートのお話が先ほどありました。確かにアンケートに答えられた最も多いのは「減らすべき」ですが、414件の「現状維持」という市民の声もございます。これと、記述式にあった様々な、先ほどから出ておる「姿が見えない」「市民と触れ合っていない」「少数者の声をちゃんと反映しとるのか」という市民の皆さんの声、そういったちゃんと聞き取ってないじゃないかということに対するのが414名にすっぽりではないいんでしょうが、先ほどから議論にあるように、減ずることによって、それはさらに条件的には悪くなる。聞き取る人数が減るわけですから。それをどうカバーすべきかというのが、先ほど来、個人の努力、資質向上、こういうふう論じられていますが、これは極めて個人に頼り、曖昧な答弁ではないかというふうに思います。何をどう増やしていくのか、どんなことに取り組んでいくのか、何を広げるのか、そういったものを明確に市民の皆さんに提示しなければ、この行為に応えたことにはならない。

議会だよりを今3,000配っていますけど、これを5,000にすると。地域懇談会を、今、20か所でやっているが、40か所にする。夜のほうが集まりやすい時間帯として夜間の設定をする等々の具体的なものが市民に提示されなければ、個人の努力で頑張りますでは、そこに応えたことにならないのではないかと、そんな気がします。

よって、私は現状維持。24がいいんじゃないんですよ、これを減らすべきではないという主張として、もちろんアンケートの声に応えるところの具体に取り組むと同時に、さらにという思いは共通でございますが、それで応えていくべきだろうと。今ある議員の数で、今ある議員活動を拡大することによって応えるほうが、より市民の414名、現状で頑張れやと言ってくる皆さんの声を代弁したことになるのではないかというふうに考えまして、定数減に反対し、現状維持を訴えます。

終わります。

○議長（新家良和君） 次に、賛成討論を許します。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

○10番(宍戸 稔君) 発議第3号に対して賛成の立場で討論しますけれども、議員定数というのは、1つには、やっぱりその自治体の人口に左右される部分があるだろうというふうに思います。平成16年、1市4町3村が合併したとき、6万1,000人余りだったときの合併のときの定数は38、定数特例でやられました。その4年後においては26ということで、12名の減で議会の議員選挙が行われ、26。それから、さらに4年後において24名になると。それはあくまでも三次市の人口の減少に伴う要素が多分にあったろうというふうに思います。

現在、ここに至って、人口が、先ほど申しましたように、合併後20年近くたつ中において、1万2,000人余りの人口が減ってきている状況の中において、いつまでもこの24というのを維持するというのはどうかと。そういうところからも、市民の声として、議会の定数は減ざるべきという声もあるというふうに思いますし、さらには、三次市の財政規模においても財政規模が縮小してきておる中において、議員定数を現状のまま維持するというのはやはりいかなものかということがあります。

ただ、24をいきなり20とか18とかという議論ではなしに、やはり過度な定数減というのは、先ほど来ありますように、市民の声ということに対しての負託に応えることに対しては非常に危険な状態が考えられますので、やはり段階的にそれは減じていくべきだというふうに思います。

さらには、先ほどありました、22にする委員会構成というものもありましたけれども、これは、私たち議員が今まで議員研修の中において議員定数というものも研修してきた中において、1委員会が7名から8名はいないと、やっぱり多様な意見の中での議論はできないということを研修させてきていただいております。22、それは、先ほどありましたように、3常任委員会の、7名掛ける3、プラス議長の1と。先ほど掛け持ちというのがありましたけれども、この掛け持ちということに取り組みされた議会も今まで幾らか見させてきていただいておりますけれども、その後の検証におきまして、やはり併任するという弊害が出てきて、やはり1委員会、それぞれ委員が掛け持ちでなく所属するというに戻されている状況も見せていただいております。

したがって、今回、この現状におきましては22というのが妥当だろうというふうに思い、この発議第3号に対して賛成とさせていただきます。

○議長(新家良和君) ほかに討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) これをもって発議第3号の討論を終わります。

次に、発議第4号に対する討論をお願いします。

まず、発議第4号の反対の討論を許します。

(12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 藤岡議員。

○12番(藤岡一弘君) それでは、発議第4号の議員定数を24人から20人に改める三次市議会議

員定数条例の一部を改正する条例（案）に反対の立場として討論をさせていただきます。

まず、先ほどと重複する部分がございますが、市民アンケートを取らせていただいた結果、66%の市民の方々が、このアンケートをしていただいた方々の66%が議員定数を減ずるべきというふうに考えられていることが明らかになりました。しかし、過度に定員を減らしてしまえば、地域の声が議会または市政へ届かなくなることは大きな問題であります。我々議員といたしましては、二元代表制の一翼を担う機関といたしまして、執行部の方々から提案された条例であつたり予算に対して審議していくことは重要な仕事であります。もう一つ、大きな意見であつたり、または小さな意見、様々な意見を吸い上げ、市政につなげていくことも我々の大きな役割であります。そのためには、ある程度の人数の確保は必要であります。

また、本市議会は委員会主義であり、市行政の検証などを確実に行う必要があります。そのためには、やはり3常任委員会が必要であり、その機能を十分に発揮するためには、最低でも7人の委員が必要であると思います。議員定数を20名にしてしまうと、この委員会設置のシステムが崩壊してしまうおそれがあります。大幅な議員定数の削減は避けるべきという意見で、今回、この発議第4号の反対討論とさせていただきます。

○議長（新家良和君） 次に、発議第4号の賛成の討論を許します。

（7番 月橋寿文君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 月橋議員。

○7番（月橋寿文君） 発議第4号三次市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）について賛成の立場で討論させていただきます。

私は、一貫して当初より定数は4人減の20人と主張してまいりました。さらに、類似する他市の状況調査や市民の皆様のアンケートなどを踏まえて、思いはさらに強くなりました。広大な市域がある中で、地域の声を吸い上げ、市政に届けるためには、多くの窓口があつたほうがよいという意見がありましたが、確かにそのとおりでと思います。ただし、それは、人数を20人に減じても可能なことと考えます。議員一人一人の資質の向上はもとより、ICTやSNSを活用し、自治組織を始め、各種団体との連携、子供たちや高齢者の声も、議員の行動力により、誰一人取り残さない、取りこぼさない。かけがえのない地域とかけがえのない市民の皆様のため、個々の議員が議員力と議会力の力を養い、誠心誠意努力を重ねれば、市民の皆様への議会に対する信頼は得られるものと考えます。

以上の考えにより賛成討論とさせていただきます。

○議長（新家良和君） 次に、発議第4号の反対討論を許します。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 新田議員。

○11番（新田真一君） 同じく反対の立場で討論に参加します。

人口減少、類似団体において、24は多い、そういった資料も見させていただきました。その中であつて、同規模の自治体であつて24人の議員定数であるのが、隣、岡山県の真庭市、人口4万4,000人、定数24。新潟県十日町市、豪雪地帯のやっぱり山間地域の都市、人口4万8,596

人、定数24。少数派です。ただ、よそもしよるからうちもする。三次の個性を出しましょうよ。じゃ、真庭市や十日町市がどうか。真庭市はバイオマス産業で有名ですよ。地域里山資本主義の循環型に取り組んでおられる。ここで議会がどんな役割を果たしているか。私は、残念ながら、細かい詳しい事情は知らない。コロナが明けたらぜひ視察に行ってみたい。三次市が山間の都市として残っていくために、そうやって踏ん張っている自治体があることも間違いないのではないのでしょうか。横並びではなく、みんながするから僕もするじゃなくて、三次市として、この先を見据えて、ここで頑張っていこうという部分もあっていいと思います。

もう一つ、市民の声をというのがありました。私はある方から電話を頂いて、「道路のこういうのがあるんじゃが相談に乗ってくれ」と言ってきました。市役所の関係各所等々へ話をし、とても無理かなど。その人の言われるにはこう言っとったんですよ。「常会でも取り上げてくれんし、自治会でも取り上げてくれんのじゃ」。それで私のところへ来た。そしたら、議員とすれば、それも市民の声として、できる限り、私ぐらいの力量ですよ、でき得る限りのことをして、結論どう申し上げたか。これは、自治連合会等で大きな声にせな、なかなか実現しません。声を聞くというのが、何か決まった中で出てくるんじゃなくて、市民の皆さん一人一人に行くというのは、やっぱりいろんなルートがあるべきではないかというのを感じました。そういう意味でも、数を減ずると、個人の努力におっかぶされて、頑張る、頑張るだけで終わらんためにも、現状維持の定数の中で今の活動をしっかり充実されて、市民の声に応えるべきと考えます。

以上です。

○議長（新家良和君） 次に、発議第4号の賛成の討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって発議第4号の討論を終わります。

これより採決を行います。

まず、発議第4号から採決いたします。

本案は、定数を4人減じ、20人としようとするものであります。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

発議第4号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新家良和君） 着座ください。起立少数であります。

よって、発議第4号は否決されました。

次に、発議第3号を採決いたします。

本案は、議員の定数を2人減じ、22人としようとするものであります。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

発議第3号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新家良和君） 着座ください。起立多数であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

今定例会も新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなど、令和3年度も大変厳しい1年でありました。

さらに、世界情勢に目を向ければ、現在、ロシア軍によるウクライナへの軍事侵攻が行われ、子供を含む多くの方が犠牲となり、国外への避難者も300万人を数えたとの報道もあります。この許し難きロシアの行動に対して、三次市議会では強く非難する決議を今定例会で可決いたしました。私たちは、ロシア軍が軍事侵攻を即時中止し、一刻も早く平和で安全な世界が戻ることを願うばかりです。

終わりに、私から一言お礼を申し上げます。

今年度末をもって退職されます職員の皆様におかれましては、長きにわたり市政の発展に御尽力くださり、心より感謝申し上げます。今後も健康に御留意され、新たなステージでの御活躍を心よりお祈り申し上げます。大変御苦労さまでした。

これにて令和4年3月三次市議会定例会を閉会いたします。

22日間にわたる御審議、大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午後 2時10分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年3月18日

三次市議会議長 新家良和

会議録署名議員 掛田勝彦

会議録署名議員 中原秀樹